

鑑識代行員運用要領の制定について（例規甲）

昭和 55 年 11 月 1 日
兵警鑑例規第 21 号

鑑識代行員運用要領を次ぎのように定め、昭和 55 年 11 月 1 日から実施する。

記

1 趣旨

悪質、巧妙化する犯罪情勢とともに、鑑識活動に対する量的、質的要請はますます強まっており、これに対処する鑑識専務員（以下「専務員」という。）の不足を補うため、あらかじめ鑑識代行員（以下「代行員」という。）を指定しておき、専務員不在時等の事件発生に際し、補完的に運用することにより、現場鑑識活動の強化徹底を図ろうとするものである。

2 代行員の任務

代行員は、次の場合に鑑識活動に従事し、主として現場鑑識及びこれに付随する鑑識活動を行うものとする

- (1) 専務員が不在の場合
- (2) 事件、事故の同時多発、重要事件発生等のため鑑識要員が不足する場合

3 代行員の指定基準

警察署長は、管内実態、専務員の実員数及び宿直勤務員の運用実態等を総合的に勘案し、次の基準により代行員を指定するものとする。

(1) 代行員の資格

代行員の指定に当たっては、次の要件に該当する者のうちから実質的に鑑識活動に従事できる適格者を選定すること。

- ア 鑑識上級検定を取得している者
- イ 鑑識専科又は鑑識講習を修了した者
- ウ その他鑑識業務に熱意と実力を有し、かつ、積極的活動力のある者

(2) 代行員の指定数

代行員として指定する人員は、別表に定める基準によること。

4 代行員の教養

代行員の鑑識技能の向上を図るため、刑事部鑑識課において代行員講習等の特別教養を実施するとともに、警察署においては、機会あるごとに実務教養を実施するなど、知識、技能の錬磨向上に努めなければならない。

5 代行員の指定及び解除

- (1) 警察署長は、代行員に指定し、又は代行員の指定を解除しようとするときは、

あらかじめ、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）と協議しなければならない。

- (2) 警察署長は、鑑識課長との協議の結果、代行員に指定し、又は代行員の指定を解除したときは、その都度事務担当者任免簿（兵庫県警察処務規程（昭和 39 年兵庫県警察本部訓令第 6 号）様式第 10 号）により、任免の状況を明らかにしておくとともに、鑑識代行員指定・解除報告書（別記様式）を鑑識課長に送付するものとする。

6 運用上の留意事項

警察署長は、代行員の運用に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 鑑識活動は、あらゆる事件、事故発生時の基本的措置であることを認識し、専務員及び代行員を中心として警察署の総合力が発揮できるよう配意すること。
- (2) 代行員は、宿直班ごとに 1 人以上配置すること。ただし、専務員がいる宿直班については、代行員を配置しないことができる。
- (3) 代行員には、最低限、指紋及び足こん跡の科目別上級検定を取得させるよう配意すること。
- (4) 代行員は、他に本来の任務を有する者であるという特殊性を考慮し、平素から具体的任務を理解させておくとともに、賞揚等についても配意すること。